明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約（一八）　二

〔告　示〕

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の効力発生に関する件（**外務**五七九）　三

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認の件（**文部科学・環境**一）　三

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一三五二）　三

○高速自動車国道に関する件（**同**一三五三）　四

○運輸審議会件名表に登載された件（**同**一三五四）　四

○道路に関する件（**東北地方整備局**一六三～一六六）　三

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**関東地方整備局**三五一）　三

○道路に関する件（**同**三五二、三五三）　三

○道路に関する件（**北陸地方整備局**一五四～一五九）　三

○道路に関する件（**中部地方整備局**一六五）　三

○道路に関する件（**中国地方整備局**一一三～一一六）　三

○道路に関する件（**四国地方整備局**一四〇）　三

○渡川水系四万十川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する件（**同**一四一）　三

〔官庁報告〕

官庁事項

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　三

国家試験

土地家屋調査士試験合格者（法務省）　三

第五十二回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行（文部科学省・経済産業省）　三

第四十二回核燃料取扱主任者試験の施行（経済産業省）　三

平成二十二年度一級土木施工管理技術検定及び二級土木施工管理技術検定の実施について（国土交通省）　三

平成二十二年度一級建築施工管理技術検定及び二級建築施工管理技術検定の実施について（同）　三

平成二十二年度一級電気工事施工管理技術検定及び二級電気工事施工管理技術検定の実施について（同）　三

平成二十二年度一級管工事施工管理技術検定及び二級管工事施工管理技術検定の実施について（同）　三

平成二十二年度一級造園施工管理技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について（同）　三

海事代理士試験合格者（同）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所　四

除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等　一三

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社工事開始変更、日本司法支援センター平成二十事業年度財務諸表、型式部材等製造者の認証関係

地方公共団体　一三

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他　六八

会社決算公告　一二五

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約（条約第一八号）（外務省）

この条約は、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避等を目的として日本国とカザフスタン共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。カザフスタンについては法人所得税及び個人所得税、日本国については所得税、法人税及び住民税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれ定義された意義を有し、この条約に特に定義されていない用語は、両締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税でき、一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税できる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係があるときは、これらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税できる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については、五パーセントを超えない税率により行われ、また、その他の配当については、一五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府、中央銀行又は政府が全面的に所有する機関が取得する利子等については、源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）